

不利益処分に係る処分基準(条例等)

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市総合ターミナル条例(平成17年条例第83号) 第6条	行為の制限	産業振興課

- 1 処分基準は、盛岡市総合ターミナル条例第6条による。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。